

**大分県人権尊重施策基本方針
実施計画（素案）
（令和7年度～令和10年度）**

大分県

大分県人権尊重施策基本方針実施計画 目次

第1章 基本的な考え方

1 実施計画の位置付け	1
2 基本理念	1
3 進捗管理	1
4 計画の期間	1
5 施策体系図	1

第2章 人権尊重施策の総合的な推進

1 人権啓発・教育の推進	2
人権啓発	2
人権教育	4
2 相談・支援・権利擁護の推進	5

第3章 様々な分野における人権行政の推進

1 部落差別問題	6
2 女性の人権問題	7
3 こどもの人権問題	8
4 高齢者の人権問題	10
5 障がい者の人権問題	12
6 外国人の人権問題	14
7 医療をめぐる人権問題	15
8 性的少数者の人権問題	16
9 犯罪被害者やその家族の人権問題	17
10 インターネット上の人権侵害やA Iをめぐる人権侵害リスク	18
11 様々な人権問題	19
(1) プライバシー権の保護	19
(2) 働く人の人権問題	19

第1章 基本的な考え方

1 実施計画の位置付け

この計画は、「大分県部落差別等あらゆる不当な差別の解消等に取り組む人権尊重社会づくり推進条例」（以下「人権条例」という。）に基づき、2025（令和7）年に改定した「大分県人権尊重施策基本方針」（以下「基本方針」という。）の具体化の方策としてその実施に関する計画を定めるものです。

2 基本理念

実施計画の推進により、人権条例に掲げる3つの基本理念の実現をめざしていきます。

- (1) 自己決定の尊重と自己実現が追求できる社会
- (2) 差別や不合理な較差の解消に取り組む社会
- (3) 多様な価値観と生き方を認め合う社会

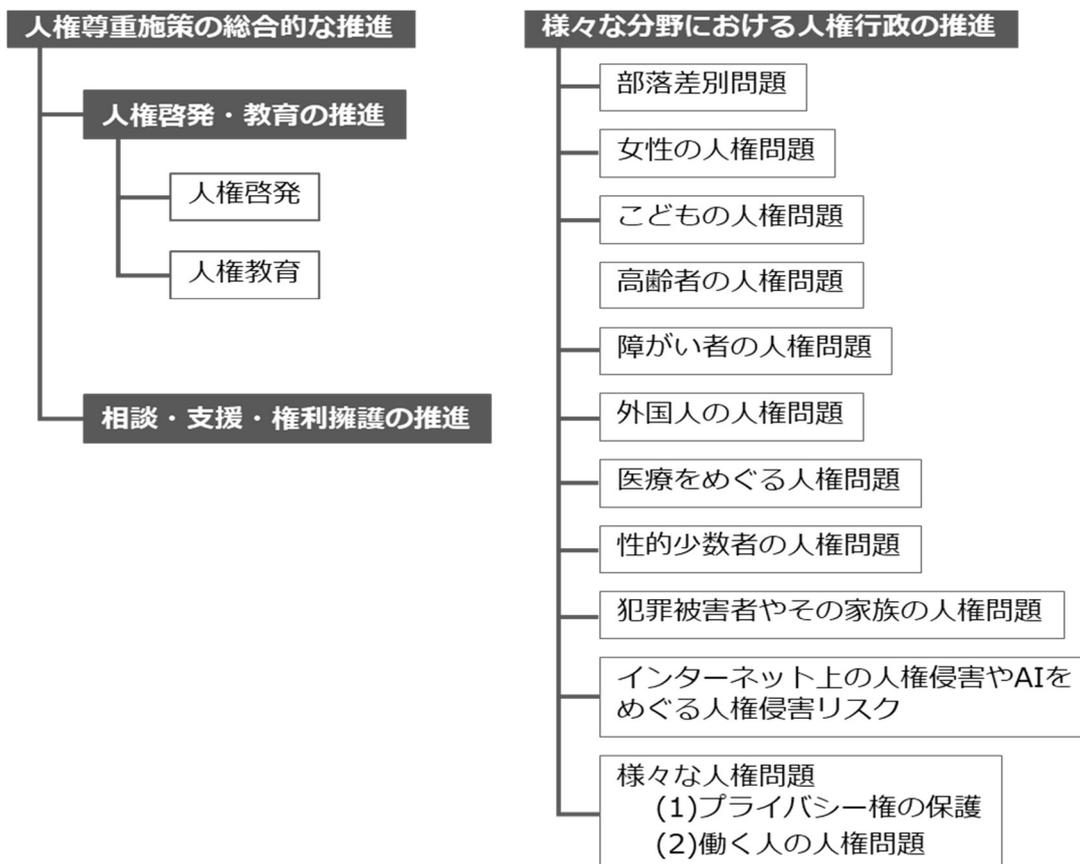
3 進捗管理

- ・ 実施計画の進捗状況を確認するため、人権施策ごとに目標指標を設定し、単年度ごとに管理します。
- ・ 実施計画は必要に応じて見直しを行います。

4 計画の期間

この計画の実施期間は、令和7年度から令和10年度までの4年間とします。

5 施策体系図



第2章 人権尊重施策の総合的な推進

1 人権啓発・教育の推進

人権啓発

【めざす姿】

県民一人ひとりが自分の人権のみならず、他者の人権についても正しく理解し、配慮できている。

県民一人ひとりが様々な人権問題を自分ごととしてとらえ、差別の解消へ向けて主体的に行動している。

【主な取組】

(1) あらゆる場における啓発の推進

① あらゆる場における啓発の推進

家庭や学校、地域社会、企業など、あらゆる場において幅広く啓発活動を推進します。啓発にあたっては、様々な人権問題を自分ごととして考え、行動に移していけるよう、効果的な人権啓発を推進します。

② 人権に関わりの深い職業従事者に対する人権啓発の推進

〈行政職員の人権研修の推進〉

県職員については、階層別研修や各部局単位での研修を幅広く実施します。また、市町村職員については、研修充実の取組を支援します。

〈教職員等の人権研修の推進〉

教職員が人権感覚を養い、人権問題を自らの課題として捉え、理解と認識を深めながら、幼児児童生徒の感性に迫る指導ができるよう研修の充実に努めます。

〈警察・消防職員の人権研修の推進〉

人権を尊重した警察・消防活動を推進するため、人権研修を通じて、職員の人権意識の向上に努めます。

〈医療、福祉関係者等に対する人権啓発の推進〉

医療、福祉関係者やその関係団体等に対して、人権に対する正しい理解と意識の向上が図られるよう、研修実施等の取組を要請していきます。

(2) 推進環境の整備

人権啓発講師や人権問題講師など人材の育成・活用や、人権尊重社会づくりに取り組む NPO 等の活動支援に取り組めます。

【目標指標】

指標名	目標値			
	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度
企業・団体が行う人権啓発研修への講師等派遣件数（件）	153	156	159	162
県職員人権尊重施策推進員研修受講率（%）	100	100	100	100
大分県人権啓発講師登録者数（人）	71	71	71	71
人権教育に関する教職員研修を実施した学校の割合（%）	100	100	100	100

人権教育

【めざす姿】

一人ひとりが自分の人権とともに他者の人権を守ろうとする意識・意欲を持ち、多様な人権課題の解決に向けた実践・行動ができる。

人権尊重の理念を十分に理解した指導者を育成し、その資質を高めることで、人権に関する学習環境や研修体制が整えられている。

【主な取組】

(1) 就学前における豊かな人間性の基礎の育成

幼稚園、保育所、認定こども園等において、人に対する信頼感や思いやりの気持ちを培えるよう、職員に対して、人権教育に関する研修の実施を推進します。

(2) 学校教育における人権教育の推進

知的理解、人権感覚、自他の人権を擁護しようとする意識等を向上させ、人権問題の解決に向かう実践力や行動力を育成するため、各学校に設置している人権教育推進委員会等を中心に、全教員で人権教育を推進します。

(3) 社会教育における人権教育の推進

地域の実情や学習者のニーズに応じ、様々な人権課題について、生涯を通じて学習できる機会の充実を推進します。

【目標指標】

指標名	目標値			
	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度
体験的参加型人権学習を受講した児童生徒の割合 (%)	100	100	100	100
大分県人権問題講師団講師の講演回数 (回)	600	600	600	600

2 相談・支援・権利擁護の推進

【めざす姿】

相談者一人ひとりが抱える問題について、身近な相談機関に相談することができ、相談者に寄り添った相談や支援等を受けることができている。

様々な相談に対応するため、相談関係機関の連携がとれており、顕在化した新たな課題にも対応できるなど、相談体制が充実している。

【主な取組】

(1) 相談体制の充実・周知

- ・ 複雑・多様化する人権相談に的確に対応するため、専門的な窓口の設置など相談体制の充実に努めます。
- ・ 県のHPやメディア等を通じた相談窓口の周知に努めます。

(2) 相談機関等の相互連携

- ・ 「おおいた人権相談ネットワーク協議会」を中心として、各相談・支援機関の連携強化に努めます。

【目標指標】

指標名	目標値			
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
「おおいた人権相談ネットワーク協議会」の会員数（相談機関数）	92	92	92	92
「おおいた人権相談ネットワーク協議会」、法務局との連絡会の開催（回）	2	2	2	2

第3章 様々な分野における人権行政の推進

1 部落差別問題

【めざす姿】

すべての県民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されており、部落差別のない社会が実現されている。

【主な取組】

(1) 啓発・教育活動の推進

部落差別問題についての正しい理解を深め、差別の解消に主体的に取り組むことができるよう、あらゆる機会を通じた啓発・教育の推進に市町村等と取り組みます。

(2) 公正な採用選考の推進

基本的人権を尊重した公正な採用選考が図られるよう、労働局と連携しながら企業等の啓発活動に取り組みます。

(3) 隣保館等における活動の推進

地域福祉の向上や人権啓発、住民交流の拠点である隣保館等の運営並びに生活相談等の活動を支援するほか、研修会を通じた職員の資質向上を支援します。

(4) 地域の実情に応じた相談・支援の充実

相談者の視点に立った適切な対応を行うとともに、法務局や市町村等と連携して問題の解決に取り組みます。

【目標指標】

指標名	目標値			
	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度
部落差別問題をテーマとした人権啓発講師等の派遣回数（回）	57	58	59	60
隣保館職員を対象とした研修会の実施（回）	6	6	6	6

2 女性の人権問題

【めざす姿】

家族形態や生活様式が変化する中で、女性が個性と能力を発揮でき、様々な分野で活躍することができている。

暴力やハラスメントを容認しない社会が構築され、誰もが不安を抱くことなく暮らしている。

【主な取組】

(1) 教育・意識啓発の推進

固定的な性別役割分担意識の解消や、男女が共に家事、子育て等に参画するよう男女共同参画の視点に立った教育・意識啓発に取り組みます。

(2) 働きやすい職場環境の整備

働く場における男女格差の是正や女性活躍推進のため、女性活躍応援県おおいた認証企業制度の普及やキャリアコンサルタントの派遣等に取り組むほか、安心して働くことができるよう、職場におけるハラスメント防止対策に取り組みます。

(3) 相談・支援・権利擁護の充実

暴力の根絶に向けて広報・啓発活動を推進するとともに、DVや性暴力・性犯罪の被害者が適切な支援を受けられるよう、関係機関と連携・協働を図りながら、被害者の相談・保護・自立支援を行います。

【目標指標】

指標名	目標値			
	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度
男性の育児休業取得率 (%)	50	57	64	71
雇用者のうち管理的職業従事者に占める女性の割合 (%)	16.7	18.4	20.0	21.7
DV・性暴力相談員等研修会参加者数 (人)	700	700	700	700

3 こどもの人権問題

【めざす姿】

かけがえのない個性のある存在として、こどもが自己肯定感を持って健やかに育つことができている。

こどもが権利の主体として尊重され、地域社会全体でこどもの豊かな育ちを支えている。

【主な取組】

(1) こどもの健やかな成長のための環境づくり

こどもが健やかに成長できるよう、保育所や放課後児童クラブ等の充実やこどもに関わる人材の確保と質の向上、こどもの成長と子育て家庭を応援する機運の醸成に取り組めます。

(2) こどもの人権を尊重する教育活動

こどもの権利についての普及・啓発に努めるほか、学校や地域、家庭での様々な活動を通して、こどもが、自他の人権を擁護しようとする意識、意欲、態度を向上させるよう「人権尊重の3視点」を活用した教育活動に取り組めます。

(3) 青少年の健やかな育成

- ・ 防犯情報の提供、インターネット安全利用教育の推進等による有害環境の除去に取り組めます。
- ・ 「大分県少年の翼」の実施など学校外での体験活動の充実や、地域ぐるみのあいさつ運動など「大人が変われば子どもも変わる」県民運動の推進に取り組めます。

(4) 様々な困難を抱えるこどもたちへの支援

こども食堂等のこどもの居場所の確保・充実や、ヤングケアラー等困難を抱えるこどもたちへの支援、ひとり親家庭等への支援に取り組めます。

(5) 相談・支援・権利擁護の充実

- ・ 「いつでも子育てほっとライン」による相談対応や啓発による児童虐待の未然防止、児童支援体制の充実、社会的養育や自立支援の推進に取り組めます。
- ・ スクールカウンセラー等専門スタッフを活用した「チーム学校」による組織的な対応や、教育支援センター、フリークール等との連携・協働によるいじめ・不登校対策の充実・強化に取り組めます。
- ・ 不登校対策の取組として、多様な学びの場の確保を推進します。

【目標指標】

指標名		目標値			
		R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度
「自分にはよいところがあると思う」と答えた こどもの割合（中学3年生）（%）		81	82	83	84
いじめ解消率（%）	小学校	92.7	93.6	94.5	95.4
	中学校	89.0	90.4	91.8	93.2
	高校	86.9	88.5	90.1	91.7
学校内外の機関等による専門 的な相談・指導を受けた不登校 児童生徒の割合（%）	小学校	85	87	89	91
	中学校	73	76	79	82

4 高齢者の人権問題

【めざす姿】

医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムが充実し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる。

すべての高齢者が、自分自身の意思決定を尊重され、尊厳ある生活を送っている。

【主な取組】

(1) 生きがいつくりと社会参加の推進

通いの場など高齢者の地域活動への参画促進や、培った知見を活かせる雇用的環境の整備、生涯学習の推進、スポーツ・芸術文化活動の機会確保に取り組みます。

(2) 認知症施策の推進

認知症疾患医療センターを核とした早期診断・対応の体制整備、認知症予防プログラムの実践、認知症の正しい理解の普及啓発に取り組みます。

(3) 高齢者虐待防止対策の推進

高齢者の虐待防止や権利擁護についての啓発、養介護施設や介護サービス事業者等への虐待防止研修、市町村や地域包括支援センター職員等に対する虐待への対応力向上のための研修や関係機関の連携等による虐待防止・再発防止に取り組みます。

(4) 生活環境の整備

高齢者の誰もが、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアの基盤づくりを推進するほか、消費者被害の予防・救済、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知などに取り組みます。

(5) 相談・支援・権利擁護の充実

総合的な相談窓口である「大分県高齢者総合相談センター」や地域包括支援センターの職員研修の充実等による相談機能の充実・強化のほか、これらの利用促進を図ります。

【目標指標】

指標名	目標値			
	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度
認知症サポーター養成者数（人）	173,440	183,440	検討中	検討中
大分県認証評価制度「ふくふく認証」 認証法人数（法人・累計）	60	80	90	100

5 障がい者の人権問題

【めざす姿】

障がいのある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合いながら、誰もが安心して心豊かに暮らせる共生社会が実現している。

障がい者が自らの主体的な選択によって地域でいきいきと生活し、様々な活動に参加しながら充足した人生を送ることができている。

障がい者が人生における全段階を通じて適切な支援が受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用などの各分野が連携し、切れ目のない支援が行われている。

【主な取組】

(1) 共生社会の実現へ向けた相互理解の促進

共生社会の実現に向けて、障がいに対する県民理解の促進、合理的配慮の提供に係る企業・団体への啓発に取り組みます。

(2) 特別支援教育の充実

障がいのある子どもたちのニーズに応じた多様な学びの場の充実・整備や、就労支援の充実、学校における医療的ケアの実施体制構築等に取り組みます。

(3) 就労・自立支援

障害者就業・生活支援センター等による障がい者の希望や特性に応じた就労・定着支援、研修会等を通じた事業者の理解促進等により一般就労を促進し、また、福祉的就労においては、「おおいた共同受注センター」による受注・販路拡大や行政の優先調達等により工賃向上を図ります。

(4) 芸術文化活動・スポーツの振興

おおいた障がい者芸術文化支援センター等による障がい者の芸術文化活動の推進、関係団体と連携した障がい者スポーツの普及・促進など、障がい者が芸術文化活動やスポーツを楽しめる環境づくりに取り組みます。

(5) 社会活動への参画促進

ICT機器の使い方体験会の開催等による情報アクセシビリティの向上、障がい福祉サービス事業所等でのピアサポート活動の推進、宿泊施設、公共交通施設、公共車両及び都市公園施設等のユニバーサルデザインの推進など、社会活動への参画促進に取り組みます。

(6) 生活環境の整備、防災等の推進

- ・ 障がい者の特性に応じた防犯情報の提供や、障がい者からの緊急通報に対して迅速・的確な対応を行います。
- ・ 消費トラブル防止のため、障がい者やその支援者を対象とした消費者教育を推進します。
- ・ 障がい者の個別避難計画の作成促進、自主防災組織等と連携した支援体制づくりを推進します。

(7) 相談・支援・権利擁護の充実

「大分県障がい者差別解消・権利擁護推進センター」による相談支援や、市町村と連携した基幹相談支援センターの設置促進、相談支援従事者を対象とした研修会の実施など、相談支援体制の充実に取り組みます。

【目標指標】

指標名	目標値			
	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度
「障がい者活躍日本一」総合順位（位） （本県独自指標による）	1	1	1	1
雇用障がい者の実人数（人）	3,067	3,097	3,127	3,158

6 外国人の人権問題

【めざす姿】

外国人が安心して暮らし、働くことができる環境が整っており、本県が魅力的な働く場所として外国人から選ばれている。

国籍や民族が異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら共生し、外国人が地域を担う一員として活躍している。

【主な取組】

(1) 多文化共生のための相互理解の促進

外国人住民との交流の場づくりや、留学生による外国語教室の開催など多文化共生に向けた相互交流・理解の促進、市町村等と連携した日本語教育体制の強化に取り組みます。

(2) 在住外国人の社会参加の推進

外国人材が安心して働くことができる環境等の整備や、おおいた留学生ビジネスセンター（SPARKLE）を拠点とした留学生の県内就職・起業支援、地域活動等への在住外国人の社会参加を推進します。

(3) 情報提供・生活相談・支援の充実

日常生活ならびに災害時等に多言語で対応する相談・支援体制の充実、外国人をはじめ日本語指導が必要な児童生徒に対する小中学校等での教育支援体制の充実に取り組みます。

【目標指標】

指標名	目標値			
	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度
日本語教室参加者数（人・累計）	540	760	1,000	1,260
大分県外国人総合相談センター 相談件数（件）	420	420	420	420

7 医療をめぐる人権問題

【めざす姿】

医療関係者の人権に対する深い理解により、患者の権利が尊重された患者本位の医療サービスが提供されるとともに、患者や感染者等に対する相談・支援・権利擁護の充実が図られている。

病気に対する正しい理解が広まり、患者や感染者、医療関係者等が偏見や差別を受けることなく、安心して暮らせている。

【主な取組】

(1) 人権を尊重した医療体制づくり

患者の人権を尊重した適正な医療提供の推進、関係機関・団体を通じた医師、看護師等医療関係者に対する人権教育・研修の充実に取り組みます。

(2) 啓発活動の推進

市町村や関係団体、学校、事業所等と連携し、感染症や難病に関する正しい知識の普及啓発に取り組みます。

(3) 相談・支援・権利擁護体制の充実

- ・ 「大分県医療安全支援センター」等を通じて、中立的な立場で、患者と医療機関との橋渡しを行い、医療サービスの向上と患者の人権尊重に取り組みます。
- ・ 学校において、人権に配慮した相談・支援・権利擁護体制の整備を行うとともに、疾病に対する正しい知識が習得できるよう努めます。

【目標指標】

指標名	目標値			
	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度
感染症や難病に関する啓発活動の実施（回）	2	2	2	2
新規採用養護教諭の相談活動に関する研修の実施（回）	1	1	1	1

8 性的少数者の人権問題

【めざす姿】

誰もが自分の性的指向・ジェンダーアイデンティティを尊重され、自分らしく生きることができている。

【主な取組】

(1) 性の多様性への理解促進

性の多様性について、県民、企業等への啓発に取り組むとともに、学校において理解を深める教育を推進します。

(2) 性的少数者の困りごとの解消や環境整備

- ・ 相談窓口の設置や交流の場づくりなど、当事者の孤独・孤立対策に取り組むとともに、その家族等からの相談に対応します。
- ・ パートナーシップ宣誓制度の周知や、パートナーシップ宣誓制度・応援企業等登録制度の推進、働きやすい職場づくりのサポートなど、生活上の困りごとの解消に取り組みます。

【目標指標】

指標名	目標値			
	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度
性的少数者の人権問題をテーマとした人権啓発講師等の派遣回数（回）	40	40	40	40
大分県パートナーシップ宣誓制度・応援企業等登録数（社・団体）	20	30	40	50

9 犯罪被害者やその家族の人権問題

【めざす姿】

犯罪被害者等の権利が尊重されており、犯罪被害者等の立場に立った支援が、個々の実情に応じて適切かつ途切れることなく行われている。

【主な取組】

(1) きめ細かな支援の充実

カウンセリングによる精神的被害回復や犯罪被害者等給付金などによる経済的負担軽減のための支援など、犯罪被害者等へきめ細かな支援を行います。

(2) 関係機関の連携による支援体制の整備

関係する自治体や司法、福祉等の諸機関や「大分被害者支援センター」等の関係団体との緊密な連携により、途切れることのない寄り添った支援を行います。

(3) 県民等の理解の増進

犯罪被害者週間における集中的な広報啓発活動等により、二次的被害の防止や、犯罪被害者等が置かれた状況・支援の必要性等について、県民及び事業者に広く周知し、理解の増進に努めます。

【目標指標】

指標名	目標値			
	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度
犯罪被害者等支援関係機関ネットワーク会議開催回数（回）	4	4	4	4
大分県犯罪被害者等支援連絡会議開催回数（回）	3	3	3	3

10 インターネット上の人権侵害や AI をめぐる人権侵害リスク

【めざす姿】

県民一人ひとりが、発信者の匿名性や情報発信の容易さが引き起こす人権侵害について理解を深め、適切にインターネット等を利用しています。

【主な取組】

(1) 正しい活用へ向けた啓発の推進

- ・ 県民及び事業者等に対し、情報の収集や発信等における責任やモラルについて、様々な機会を通じて啓発に取り組みます。
- ・ AI について、人権侵害リスクがあることの周知・啓発や、国における規制等の動きを注視し、県民に対して適宜適切な伝達・啓発に取り組みます。

(2) 児童生徒等の安心・安全な利用の促進

- ・ 子どもたちのインターネットや SNS の適切な利用や情報セキュリティ対策等について、情報モラル教育出前授業を行いルールやマナーを守って安全・安心に利用できるようにします。
- ・ フィルタリングソフトの導入や家庭でのルールのづくりの啓発など、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境づくりに努めます。

(3) 人権侵害等への対応

インターネットモニタリングを実施し、悪質で差別的な書き込みを発見した際は関係機関と連携し適切な対応を行います。

【目標指標】

指標名	目標値			
	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度
インターネットやSNSの安全な扱い方や規範意識などを学ぶ「情報モラル出前授業」の実施率（%）	100	100	100	100
インターネットモニタリングの実施（回／月）	4	4	4	4

11 様々な人権問題

(1) プライバシー権の保護

【主な取組】

- ・ 個人情報保護法を遵守し、行政職員の個人情報保護に関する意識の向上に努めます。また、市町村と連携を図り、県民に対する啓発に努めます。
- ・ 個人情報保護の理念や具体的な仕組み等を民間事業者に周知するための広報活動に取り組みます。また、事業者の相談等に適切に対応するなど、事業者の主体的な取組を支援します。

(2) 働く人の人権問題

【主な取組】

① ハラスメント防止に向けた啓発の推進

労働者、使用者、県民を対象としたハラスメント対策セミナーや労働講座、出前講座の実施など、ハラスメント防止のための啓発に取り組みます。

② 公正な採用選考の推進

基本的人権を尊重した公正な採用選考が図られるよう、労働局と連携しながら企業等の啓発活動に取り組みます。

③ 相談体制の充実

- ・ 労政・相談情報センター等において相談に応じ、必要に応じて労働局等の関係機関や弁護士等の専門家と連携しながら助言を行います。
- ・ 専門研修により相談員の資質の向上を図るなど相談体制の充実に努めます。